

4 大分大学大学院教育学研究科規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 大分大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）及び大分大学学位規程（平成16年規程第71号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 研究科は、学部教育で修得した学校教育の基本的知識及び学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、さらに学校教育における理論と実践に関する学術分野の総合的な研究・教育を行うことにより、高い研究能力と教育的指導力を備え、地域の教育の発展に貢献できる実践力豊かな人材を養成することを目的とする。

(専攻及び専修)

第2条 研究科に次の専攻及び専修又はコースを置く。

学校教育専攻	学校教育コース 臨床心理学コース
教科教育専攻	国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修 美術教育専修 保健体育専修 技術教育専修 家政教育専修 英語教育専修

第2条の2 研究科学校教育専攻臨床心理学コースに心理教育相談室を置く。

2 心理教育相談室に関する事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、学力検査、面接、健康診断、出願書類等を総合して行う。

(指導教員)

第4条 学生の履修、研究及び論文の指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究科担当の教授をもって充てる。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、准教授をもって充てることができる。

(授業科目及び単位)

第5条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、別表第2に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第8条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(成績評価基準等)

第9条 授業科目及び研究指導の内容及び履修方法並びに一年間の授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果及び修士論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前二項に係る基準は、別に定める。

(単位の認定)

第10条 履修した授業科目の単位の認定は、授業担当教員が試験又は研究報告により行う。

- 2 前項の成績は、優、良、可及び不可の評語をもって表わし、可以上を合格とする。

(修士論文の提出)

第11条 修士論文は、所定の期日までに指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

第12条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査を終了した者について筆答又は口答により行う。

- 2 修士論文の審査及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(事務)

第13条 研究科の事務は、教育福祉科学部事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則（平成16年教育福祉科学部規程第6号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教育福祉科学部規程第27号）

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成19年教育学研究科規程第1号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育学研究科規程第2号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育学研究科規程第4号）
この規程は、平成21年12月9日から施行する。